

○第十三回
帝國議會 賴族院議事速記錄第十五號

明治三十二年一月二十四日(火曜日)午前十時二十三分開議

議事日程 第十五號 明治三十二年一月二十四日

午前十時開議

第一 下田幸三郎君、阿部賢吉君請暇ノ件

第二 商法修正案(政府提出)

第三 所得稅法改正法律案(政府提出案)
議院送付

第四 千葉縣茨城縣境界變更法律案(政府提出案)
議院回付

第五 行政裁判法中改正法律案(衆議院提出)

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○議長(公爵近衛篤齊君) 是ヨリ報告ヲ致シマス

(小原書記官朗讀)

去二十一日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日内閣總理大臣ヲ經由シテ裁可ヲ奏請シ及可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知シタリ

明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案(第三號)

明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案(第六號)

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日衆議院ニ送付シタリ

銀行條例中改正法律案

銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ニ關スル法律案

同日本院ニ於テ修正議決シタル政府提出海港檢疫法案ハ即日衆議院ニ送付シタリ

同日本院ニ於テ可決シタル高等學校及帝國大學增設ニ關スル建議書ハ即日政府ニ呈出シタリ

昨二十三日政府提出要塞地帶法案ヲ受領シタリ

同日衆議院ヨリ政府提出裁判所設立廢止及管轄區域變更ニ關スル法律案ヲ受領シタリ

各委員長副委員長左ノ適當選セラレタリ

事業公債及鐵道公債特別會計法案外八件特別委員會

委員長 公爵二條 基弘君 副委員長 子爵由利公正君

○議長(公爵近衛篤齊君) 是ヨリ日程ニ移リマス

○子爵岡部長職君 本朝ハ豫算第五科ノ分科會ヲ開キタウゴザイマスルガ、

貴族院議事速記錄第十五號

明治三十二年一月二十四日 議長ノ報告

議員請暇ノ件

商法修正案 第一讀會ノ續

正案

第一讀會ノ續特別委員
長報告

第二讀會

第一讀會

(侯爵黒田長成君演壇ニ登ル)

○侯爵黒田長成君 商法修正案ノ委員會ニ於キマシテノ經過並ニ結果ヲ御報告致シマス、本案ニ附キマシテハ去ヌル十四日委員ニ付託ニナリマシテ其以來數回ノ委員會フ開キマシテ遂ニ原案通ニ全部可決スベキモノト認メルコトニナリマシタ、商法ノ修正案ハ御承知ノ通昨年當院ノ議ニ付セラレテ本院ニ於テハ委員會ノ審査ヲ經マシテ本會議ノ議決モ終ツテ衆議院ニ回付ニナシタノデアリマス、然ル處衆議院ハ解散ニナリマシテ其タメニ遂ニ當時、修正案ガ法律トシテノ效力ヲ生ズルコトガ出來ナイコトニナリマシテ是マデノ比較的ニ不完全ナル所ノ舊商法ガ今日マデ行レテ居ルト云譯ニナッテ居ルノデアリマス、今此修正案ヲ委員會ニ於テ審査致シマシタ所ガ大體ニ於テハ昨年提出ニナリマシタ案ト大イナル差ハアリマセヌ、唯條項ニ附イテ少々修正ガアルノデアリマス、畢竟法典調査會ニ於テ鄭重ナル審査ヲ經テ提出ニナッタノデアリマスカラ此度ノ修正ハ總テ適當ナモノデアルト認メマス、詰リ是マデノ足ラザル所ヲ補ヒ又不需要ナル所ヲ刪除致シタニ過ギナインノデアリマス、ソレ故ニ今回提出ノ案ガ前期提出ノ案ヨリ一層完美シタモノト認メマシタ次第デアリマス、其上、改正條約實施期限モ段々近イテ參ルコトデアリマスルカラ尙更本索ノ速ニ可決セラレテ法律トナツテ發布ニナルコトガ益々必要デアルト委員會ニ於テハ認メマシタ次第デアリマス、此段御報告ヲ致シマス

○馬屋原彰君 少シク大體ニ附キマシテ委員長ナリ又ハ政府委員ナリニ質問ヲ致シタウゴザイマス、此度ノ改正ニ依ツテ見マスルト云フト此株式會社中ニ於キマシテハ重役ノ任期年月等が大分變フテ居リマス、此改正法ガ行レマシタ曉ニハ此株式會社ニ對シテハ總テ此改正ノ法律ヲ厲行シテ一樣ニ是ニ抵觸スル所ノ從來ノ事項ハ改正ヲサセルト云フ積デアリマスカ、又ハ株式會社中ノ或ル種類ダケハ必シモ此改正法ニ據ラズシテ他ニ特別ナル法律デモ設ケラレテソレデ取除ケラスト云フ御積ガアリマスカ、之ヲ一應伺ツテ置キタイ

○侯爵黒田長成君 唯今ノ御質問ハ委員會ニ於キマシテモ別段其様ナ質問モ出マセヌヤウデゴザイマシタ、速記錄デモ御承知ノ通デアリマスカラ、殊ニ今ノ如キ御質問ハ政府ノ意思ヲ承ハラネバ何トモ申シ難イコトデアリマスカラ政府委員カラ答辯ニナルヤウニ希望致シマス

○馬屋原彰君 然ラバ政府委員カラ御答辭ヲ請ヒマス
(政府委員岡野敬次郎君) 唯今ノ御質問ニ附キマシテハ商法修正案中特別

ノ明文ハナインデアリマス、重役ノ任期ニ附キマシテハ取締役ノ任期ハ現行
法モ商法修正案モ變ツテ居リマセヌノデ、矢張取締役ノ任期ハ三年以上ニ定
ムルコトガ出來ナイト云フダケノ規定デアリマス、監査役ノ任期ニ附キマシ
テハ現行法ト修正案ト少シ違ツテ居ルノデアリマスガ此商法修正案前ニ選任

セラレタ監査役ノ任期ハ或ハ商法修正案ニ定メテアル任期ヨリモ長イモノガ
固ヨリ有リ得ルコトデアリマス、現ニ監査役ノ任期ト云フモノヲ二年ニ定メ
タト云フ例ハ實際ニ於テ澤山アルノデアリマス、商法修正案ニ據リマスレバ

監査役ノ任期ハ一年ニナクテ居ルノデアリマス、商法修正案ノ施行前ニ選任
セラレタ所ノ監査役ノ任期ハ商法修正案ノ施行ト共ニ一年ニ縮マルノデアル
カ、或ハ其施行前ニ選任セラレタモノアルカラ矢張從來ノ如ク二年ト云フ
コトニスルカト云フ御質問ノ趣意ト考ヘマス、此御質問ニ關スル規定ハ商法
修正案ノ中ニハ設ケマセヌデ商法施行法ト云フモノヲ今起草中デアリマシテ

最早不日決議ニナラウト考ヘテ居ルノデアリマス、是ニ一ソノ規程ヲ置キマ
シテ商法修正案ノ施行前ニ選任セラレタル所ノ監査役ハ商法修正案ノ施行後
ニ於テ新ニ選任セラル、者ノ外ハ矢張從來ノ如ク或ハ定期或ハ株主總會ノ決
議ニ據ツテ前ノ任期ヲ矢張守ツテ居ルノデアル、丁度例ヘバ商法修正案ノ行
レマス前ニ選ベレタ監査役ノ任期ハ二年ニナクテ居ル其選ベレタキカラ、例
ヘバ半年ノ後ニ於テ商法修正案が施行ニナレバ其監査役ノ任期ハ施行ノ後ト
雖モ尙ホ一年半アル譯デアリマス、然シテ其監査役ハ商法施行後ニ於テ任期
ガ滿チテ更ニ監査役トシテ選舉セラレタ場合ニハ商法修正案ノ趣意ニ依クテ
其任期ハ一年トスルト云フ考デアリマス

○馬屋原彰君 モウ一應伺ヒマス、成ル程今ノ御説明デ分リマシタガ然レバ
此株式會社トアル以上ハ從來定期ニ據リ又現行法ニ據ツテ既ニ選ベレテ居ル
所ノ者ハ満期マデハ已ムヲ得ヌノデアリマスガ此後改選ニナクタ以上ハ必ズ
是ニ據ラセルト云フ御趣意デアリマスカ

○政府委員(岡野敬次郎君) 御答致シマスルガ商法修正案ニ於キマシテ一年
ト云フコトニ縮メタ趣意ニ據リマシテ將來監査役トシテ選舉セラル、者ノ任
期ハ商法修正案ノ規定ニ依ラネバナラヌト云フコトニ致シマス考デアリマ
ス、デ其株式會社ノ種類ニ附イテハ特ニ明文ヲ設ケマセヌノデアリマスカラ
總テノ株式會社ノ監査役ニ其規定ガ適用セラル、ト云フコトニナルノデアリ
マス

○馬屋原彰君 ソレデハ別ニ株式會社中デ或ル種類ダケハ特別法ヲ設ケテ其
特別法ニ依ラスルト云フ御積デナクシテ即チ此有ラユル株式會社ハ劃一ニ此
新法ニ依ラセルト云フ御見込デアリマスナ
○政府委員(岡野敬次郎君) 全ク共通デゴザイマス

○議長(公爵近衛篤曆君) 別段御發議ガナクバ本案ヲ二讀會ニ移スヤ否ヤノ
決ヲ取リマス、本案ヲ二讀會ニ移スベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(公爵近衛篤曆君) 過半數ト認メマス

○侯爵黒田長成君 本案ニ附キマシテハ最早格別御議論モナイコト、存ジマ
スカラ引續イテ第二讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス

○子爵曾我祐準君 贊成

○三浦安君 贊成

○議長(公爵近衛篤曆君) 直チニ第二讀會ヲ開クト云フニ御異議ガナクバ二
讀會ニ移リマス

○子爵曾我祐準君 贊成

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤曆君) 朗讀ハ省略致シマス、第一編總則、第一章、第二

章、第三章、第四章、第五章、第六章、第七章、是ダケヲ問題ニ供シマス
○議長(公爵近衛篤曆君) 第一章ヨリ第七章マデ御異議ガナクバ原案ニ決シ
マス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤曆君) 次ニ第二編第一章、第二章、全部

○議長(公爵近衛篤曆君) 御異議ガナケレバ原案ニ決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤曆君) 第二章、第四章、第五章、第六章、御異議ガナケ
レバ原案ニ決シマス、御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤曆君) 次ハ第二編全部ヲ問題ニ供シマス、御異議ガナケ
レバ原案ニ決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤曆君) 第四編、御異議ガナケレバ原案ニ決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤曆君) 第五編、御異議ガナケレバ原案ニ決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤曆君) ブーット前ノ方ニ「商法別冊ノ通り之ヲ定ム云々」
ト云フ三行バカリノコトガアリマス之ヲ問題ニ供シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤曆君) 御異議ガナケレバ原案ニ決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤曆君) 是ニテ二讀會ハ終リマシタ

○侯爵黒田長成君 直ニ第三讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス

○子爵曾我祐準君 贊成

- 三浦安君 賛成
〔「賛成」ト呼フ者アリ〕
- 議長(公爵近衛篤磨君) 直チニ三讀會ヲ開クニ御異議ハゴザイマセヌカ
レバ原案ニ決シマス
〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

- 議長(公爵近衛篤磨君) 然ラバ三讀會ニ移リマス、本案全部御異議ガナケ
會ヲ開キマス、第一條第二條ダケヲ問題ニ供シマス
〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
- 議長(公爵近衛篤磨君) 然ラバ可決ト致シマス、所得稅法改正法律案二讀
トキハ其ノ所得ニ附イテノミ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス
第一條 前條ニ該當セサル者此ノ法律施行地ニ資產營業又ハ職業ヲ有スル
○議長(公爵近衛篤磨君) 第一條第二條御異議ガナケレバ原案ニ決シマス
○議長(公爵近衛篤磨君) 次ハ第三條

(河田書記官朗讀)

- 第一條 帝國內此ノ法律施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一箇年以上居所ヲ有スル
者ハ此ノ法律ニ依リ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

- 第二條 前條ニ該當セサル者此ノ法律施行地ニ資產營業又ハ職業ヲ有スル
トキハ其ノ所得ニ附イテノミ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

- 議長(公爵近衛篤磨君) 第一條第二條御異議ガナケレバ原案ニ決シマス
〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

- 議長(公爵近衛篤磨君) 次ハ第三條

(河田書記官朗讀)

- 第三條 所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス
第一種 法人ノ所得 千分ノ二十五

- 第二種 個人ノ所得

- 十萬圓以上 千分ノ五十五
一萬五千圓以上 千分ノ五十
三萬圓以上 千分ノ四十五
二萬圓以上 千分ノ四十
五千圓以上 千分ノ三十五
一千圓以上 千分ノ三十一
五百圓以上 千分ノ二十九
三百圓以上 千分ノ二十七
二百圓以上 千分ノ二十五
一百圓以上 千分ノ二十二
五十圓以上 千分ノ二十
三十圓以上 千分ノ十七
二十圓以上 千分ノ十七
十圓以上 千分ノ十五
五百圓以上 千分ノ十二
三百圓以上 千分ノ十

戸主及其同居家族ノ所得ハ第三種ニ限り之ヲ合算シ其ノ總額ニ依リ本
條ノ稅率ヲ定ム戸主ト別居スル家族二人以上同居スルトキ亦同シ
○議長(公爵近衛篤磨君) 水野遵君ヨリ更ニ修正が出来居リマスカラ之ヲ朗
讀致サセマス

(河田書記官朗讀)

- 水野遵君修正案

- 所得稅法改正法律案修正案

- 第三條第二種(特別委員修正ノ第三種)ノ各項ヲ左ノ通り修正ス

- | | |
|-------|--------|
| 十萬圓以上 | 千分ノ六十五 |
| 七萬圓以上 | 千分ノ六十一 |
| 五萬圓以上 | 千分ノ五十五 |
| 四萬圓以上 | 千分ノ五十一 |
| 參萬圓以上 | 千分ノ四十五 |
| 二萬圓以上 | 千分ノ四十一 |
| 五千圓以上 | 千分ノ三十七 |
| 三千圓以上 | 千分ノ三十一 |
| 二千圓以上 | 千分ノ二十七 |
| 一千圓以上 | 千分ノ二十二 |
| 五百圓以上 | 千分ノ二十 |
| 三百圓以上 | 千分ノ十七 |
| 一百圓以上 | 千分ノ十五 |
| 五十圓以上 | 千分ノ十二 |
| 三十圓以上 | 千分ノ十 |

戸主及其同居家族ノ所得ハ第二種ニ限り之ヲ合算シ其ノ總額ニ依リ本條
ノ稅率ヲ定ム戸主ト別居スル家族二人以上同居スルトキ亦同シ
特別委員ノ修正

- 第三條 所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

第一種 法人ノ所得	千分ノ二十五
第二種 此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ爲ス公債社債ノ利子	千分ノ二十
第三種 前各種ニ屬セサル所得	千分ノ十五
十萬圓以上	千分ノ五十五
五萬圓以上	千分ノ五十
三萬圓以上	千分ノ四十五
二萬圓以上	千分ノ四十
五千圓以上	千分ノ三十五
三千圓以上	千分ノ三十一
二千圓以上	千分ノ二十七
五百圓以上	千分ノ二十一
三百圓以上	千分ノ十七
一百圓以上	千分ノ十二
五十圓以上	千分ノ十

○議長(公爵近衛篤磨君) 水野君ハ別段説明ハゴザイマセヌカ

○水野遵君 議長

○議長(公爵近衛篤磨君) 水野君

(水野遵君演壇ニ登ル)

○水野遵君 諸君、所得稅法改正案ノ第三條ニ附イテ修正ヲ致シタウ存ジマシテ案ハ印刷ニ付シテ唯今皆様ノ御手許ニ配付シテアル通デゴザリマス、是ハ原案ノ累進額ノ間ニ七万圓ト四万圓ト申スモノヲ加ヘルノガ一ツデゴザリマシテ別ニ理由ハゴザリマセヌガ原案ニ據リマスルト十万圓ト五万圓ト餘り此間ノ差ガ隔チ過ギマスルノデ又其次ニ一万圓二万圓、三万圓、五万圓ト飛シテ居リマスルデ課稅上ノ公平ヲ得ルニハ矢張其間ニ四万圓ヲ加ヘタガ宜シト考ヘマシテ七万圓ト四万圓ノ二廉ヲ加ヘマシタノデゴザリマス、從テ其結果ト致シテ稅率ガ上ノ方デ少々増シマスル十万圓以上千分ノ五十五ト申スノハ六十五トナリマシテ七万圓ト申スノハ千分ノ六十二ナリマシテ五箇ヅ累進ヲ致シマシタ結果デ稅ガ少々増シマスル、モウ一ツハ此原案ノ三百圓卽チ現行法ノ三百圓ト申シマスルノヲ五十圓下グマシテ二百五十圓ニ致シマスル、是ハ委員會ニ於キマシテモ色々議論ノゴザリマシタコトデゴザリマシタガ議ガ熟シマセズ竟ニ原案ニ決シマシタ、尙ホ熟考致シマスルニ第一種第二種卽チ法人ノ所得ト致シテ此度ハ課稅ヲ致スコトニナリ第二種公債證書利子等ヲ個人ノ手ニ渡ラヌ中ニ引去ルコトニナリマシタ故ニ現在ソレ等ノ諸種ノ所得ヲ以テ三百圓ニ満チテ居ル人ニハ改正法案施行ノ結果トシテ所得稅ヲ納メナイコトニ相成リマス、例ヘバ二百八十圓ノ所得ガアリマシテニ公債證書ヲ所有致シテ居マシテ其利子ガ二十圓アツテ三百圓ニナツテ居大人ガ二十圓ノ公債ノ利子ヲ政府ノ方デ引去フテ渡スガタメニ二百八十圓ノ純所得ノアル人ガ所得稅ヲ納メル義務ガナクナツテ仕舞フト云フコトニナリマス、然ラバ却フテ此所得稅改正案ノ眼目タル稅額ヲ増サウト云フ方ニ反對ノ結果ヲ來スコトハ明瞭デゴザリマスル、左様致シマスル上ニハ丁度此二百五十圓トシテ五十圓切下リマスルト唯今申シマシタ如ク二百八十圓若クハ七十圓ノ所得ノアル人ハ矢張二十圓若クハ三十圓ハ公債利子ノ方デ納稅ヲ致シ二百五十圓ハ二百五十圓デ納稅ヲ致スト云フコトニナリマスルト現今行レテ居リマスルコトデゴザイマスルデ登壇ノ序ヲ以テ第四條ニ修正ヲ加ヘマシタ法律ト同様ノ結果ヲ別ニ是ハ納稅者ニ苦痛ヲ加ヘルコトモゴザリマセヌト信ジマス、差引残リマシテ唯ソレ等ノ所得デナクシテ營業上今日マテ三百圓ニ満チナイカ二百五十圓以上ノ所得ハアルト云フ營業者ガ新シキ納稅額ヲ脊負フコトニ相成リマス之ガ本員ガ第三種ノ累進率其他ニ附キマシテ修正ヲ加ヘマシタ理由デゴザリマス、マダ此次ノ條ニハ移フテ居リマセヌガ關連モ致シテ居リマスルコトデゴザイマスルデ登壇ノ序ヲ以テ第四條ニ修正ヲ加ヘマシタ理由ヲ申上ゲマスル、是ハ一讀會ニ下條君ヨリ政府委員ニ質問ノアリマシタ場所デゴザイマシテ委員會デモ左ノミ是ハ研究ヲ致サヌ場所デゴザイマス、尙ホ段々他ノ議員諸君等ヨリモ御話ヲ承フテ見マスルトドウモソレハ原案ノ

説明ダケデハ足リマセヌ、矢張修正ヲ必要ト認メマシタデ「田畠ヨリノ所得ハ前三箇年間所得平均高ヲ以テ算出スヘシ」即チ是ハ現行法ノ文章其儘ヲ是ヘ取用井マシタノデゴザリマス、是ハ原案ノ修正ニ因リ、政府委員ノ説明ニ

因リマスルト其現行法デハ「前三年ノ平均ニ云々トアルガソレニハ及バナイ、大底其人ノ所得ト云フモノハ四月ニ届出ヅルノデ四月ニナレバ其年ノ所得ハ大底分ル、ソレ故ニ現行法ニ三年ノ平均額トアルニモ拘ラズ、原案テハ其年ノ所得ト云フコトニ致シタト云フ説明デゴザリマシタガ尙ホ退イテ考ヘマスルト普通ノ營業上若クハ官吏等ノ俸給ニ衣食スル者ハ當年ノ所得ハ當年ノ豫算デ分リマスルガ此田畠ヨリノ所得ハソレデハ却テ不公平ヲ來シ現行法ヨリモ惡イ結果ヲ來スト存ジマス、ト申シマスルノハ四月マテハマダ田デ申シマスルト苗代前デアリマスルデ其年ノ收入ヲ豫想スルコトハ出來ナイ、モウ一ツハ此水場ノ地方ノ岐阜縣若クハ千葉縣利根川邊リ等ノ田地ハ三年ヲ平均致シマスルト一年ガ豐作デ一年ガ半作デ一年ガ水ノタメニ皆無ト申スヤウナ場所ガ多ウゴザリマスルガワレ等ノ所得ト申スモノハ平均致シテ始テ適當ノ課稅ガ出來マスルガ唯其年ノ想像ニ因リマスルト地主ハ皆無ト云フ想像モ出來マセヌ故ニ先づ平年ノコトヲ以テ届出デスケレバ收入官吏ハ承知致サヌ、然ルニ其所得ハ四分ノ一以上減シタトキニ始テ修正ヲ加ヘテ貰ヘマスルケレドモ四分ノ一以上ニ相成ラズニ年々ノ所得減リガアリ若クハ皆無等ノコトガアリマシタトキニ其時毎ニ納稅者ト收稅官吏トノ間ニ衝突ヲ生ジテ謂レナキコトニ地方ノ紛亂フ招キマセウト存ジマス、且ツ承リマスル所ニ據リマスルト大藏省デ始テ所得稅法ヲ立案致ストキニ此箇條杯ハ其時ノ當局者ハ餘程苦リマシタトキニ其時毎ニ納稅者ト收稅官吏トノ間ニ衝突ヲ生ジテ謂レナキコトニゴザイマス、ノミナラズ此三年ノ平均ト云フコトニ就イテハ今日マテ納稅者ニ苦情ノアツカコトモ承リマセヌ、旁々以テ之ハ現行法ノ通ニ入レマシタ方ガ宜イト存ジマシテ加ヘマシタノデゴザリマス、其次ニ第六條デゴザリマスルガ、是ハ印刷洩デゴザリマスルデ此所デ申上ゲテ置キマスルガ第三條ノ二百五十圓ガ成立チマスレバ從フテ自然ノ結果トシテ第六條ノ三百圓ト云フモノガ二百五十圓ト修正ニ相成ラヌケレバナラヌノデゴザイマス、印刷ニ洩レマシタデ是ダケヲ附加ヘテ申上ゲテ置キマス、ドウカ御贊成ヲ願ヒマス

○子爵曾我祐準君 水野サンニ御尋致シタイガ、水野君ノ修正案ガ通過シマスト此所得ノ差ト云フモノハドウナリマスカ、政府ノ考ヘテ居ルヨリハ幾ラバカリ増スト云フ御計算ガ豫メアラウト思ヒマスカラ承リタイ、而シテ又二百五十圓ニナルタメニ課稅サル、頭數即チ人數ハドノ位ニナリマスカ此二箇條……

○水野遵君 本員ノ豫算デハ澤山ハ増シマスマイト存ジマス、先づ三百圓以上納メテ居ル者ノ數ガ七十七万人以上カゴザイマスカラ其半分位デアリマセウ、其金額ガ矢張半額デ八万圓若クハ十万圓位ノ増シデアラウト存シマス、

先程モ申シマシタ通、増スヨリハ現ニ三百圓デ納メテ居ル者ガ半分位ハ脱

稅……脱稅デハゴザリマセヌガ、納稅義務ヲ免ル、ト云フコトガ却ツテ恐ロ
シウゴザイマスルデ、斯ウシテ置イタナラバ差引イテ十万圓位ノ増稅ニナラ

ウト存ジマス

○子爵曾我祐準君 人數ハ幾ラ

○水野遵君 人數ハ唯今申上ゲマシタ通三百圓以上ノ納稅者ガ十七万人、其

半數位ニアラウト想像致シマス、即チ八万五千……

○子爵曾我祐準君 尚ホ御尋致シタウゴザイマスガ、脱稅ト言フ語ヲ御用ヒ

ナサツテ今マデ三百圓デ稅ガ掛シタ者ガ今度ノ法律デハ法人若クハ公債證書

ヲ一個人デ取ラナイタメニ免レル者ガアルト仰シヤリマスルガ、ソレト同時

ニ法人ノ方デ取ラレルト云フ結果ハ出來ハセヌカ、今マデハ二百八十圓ナリ

二百七十五圓ナリノ所得ガアツテ其一部分或ハ大部分ハ會社ノ配當若クハ公

債證書デアツタナラバ其者ハ舊來所得稅ハナイ者デアル、然ルニ今如何ナル

小サイ會社デモ如何ナル少イ公債證書デモ公債證書トシテ法人トシテ取ラレ

ルニ依ツテ寧ロ今マデ洩レテ居ッタ者ガ此法律ノタメニ稅ヲ負擔セニヤナラ

ヌト云フコトニナル、水野君ハ之ニ反シテ脱稅ノ如ク仰シヤルガ此小サイ者

ガ之ガタメニ稅ヲ課セラレルト云フコトニナルニ相違ナイ、三百圓未滿ノ法

人若クハ公債證書デ所得ノアツタ者ハ是マデ稅ガナカツタノデアルガ、此法

律ガ通過スルタメニ有稅ト言フコトニナルガ其邊ノ御考ハドウデアリマスカ

○水野遵君 御答致シマスガ、前以テ御断リ申シテ置キマスルハ脱稅ト申ス

言葉ハ一言申シマシタガソレハ私ガ改メテ納稅義務ヲ免ル、ト申シマシタデ

サウ願ヒタウゴザリマス、一方デ法人若クハ公債證書デ取ラル、ト言フコト

ハ御覽ノ通デゴザリマス、私モ承知致シテ居リマス、ナレドモ一ヲ加ヘテ一

方デ義務ヲ免ル、ト云フコトニナリマスルノヲ比較シテ見マスルト私ハ却ツ

テ此三百圓トシテソレデ免レル方ノ金額ガ多イト推想致シマシタタメニ二百

五十圓ト致シテドチラモ先ヅ稅ヲ納メルコトノ平均ヲ得テ一方ハ免レ一方ハ

課セラレルト云フコトノナイヤウニ致シタイト云フノガ此修正ノ主眼デゴザ

リマス

(渡邊洪基君演壇ニ登ル)

○渡邊洪基君 議長

○議長(公爵近衛篤齊君) 渡邊君ハ御質問デスカ

○渡邊洪基君 質問デハアリマセヌ

○議長(公爵近衛篤齊君) 尾崎君ハ御質問ナノデスカ

○男爵尾崎三良君 私ハ水野君ノ修正案ニ就イテ反対ノ意見ガアリマス

○議長(公爵近衛篤齊君) ソレデハ渡邊君ガ先ニナリマス

(渡邊洪基君演壇ニ登ル)

○渡邊洪基君 本員ハ即チ此所得稅ノ委員デアリマシテ、此委員會ノ經過ハ

第一讀會ノ續ニ於キマシテ辯ジマシタシテ又再ビ此所デ辯ズルノ必要ハ

宣シウゴザイマス、ソレデ今又再ビ此所ニ修正案ガ出マシタコトニ於キマシ

ト述フ)

[男爵尾崎三良君「モウ少シ大キナ聲デヤツテ下サラヌト分リマセヌ」

テハ甚ダ怪シイ……怪シク思フノデアリマス、此案ハ即チ筆記デモ御覽ノ通

……御覽デアリマセウガ、委員會ニ於テハ出タンデアル、出テ即チ全ク賛成

ノナカツタ案デアル、ソレヲ同ジ人ガ又此所デ再ビ出サレテ賛成ヲ得タノハ

誠ニマア不思議デアリマス、併シドウモ此出タ以上ハ之ニ對シテ委員會デ論

シタコトヲ此所ニ反覆セザルヲ得ヌ理窟デアリマ、此……抑々此所得稅法ノ

今度ノ累進率ト云フモノハ甚ダ稅ノ……稅法ノ理論カラ申セバ誠ニ惡イノデ

アル、元々是ハ不公平ナ不經濟ナ立方デアルノデアル、カルガ故ニ何ニ於テ

ハ……委員會ニ於テモ之ヲ平等ニスルト云フ説モ出マシテ甚ダ其議論ハ宜イ

デアリマスルガマダ今日ノ社會ノ程度、我日本ノ唯今ノ有様デハ何分サウ云

フコトニイカヌ、即チ民情ニ背ク、又ソレヲ累進率デナク平等ニシテサウシ

モ此累進率ニ同意シタノデアル、然ルニ此累進率ヲ大變ニ小刻ミニ刻ンデサ

テドレモ堪ヘルヤウナ……最下限マデ堪ヘルヤウナコトニスレバ收入が減ル

シ、收入ノ減ラナイヤウニ平等ニ課スルト下ノ方ハ大變苦ムト云フコトニナ

ル、カルガ故ニ已ムヲ得ズ本案モ累進率ニナツタノデアルンデアラウシ我々

モ此累進率ニ同意シタノデアル、然ルニ此累進率ヲ大變ニ小刻ミニ刻ンデサ

ウシテ更ニソレヲ累進率ヲ上ゲル、上ゲテ此十万圓以上ヲ千分ノ六十五ニシ

七万圓以上ヲ千分ノ六十二シ五万圓以上ヲ千分ノ五十五ニシ、即チ本案ノ十

万圓以上千分ノ五十五ト云フ累進率ノ極點ニ五万圓デ達スルト云フニ至ツテ

ハ實ニ驚クベキ次第デアリマス、千分ノ六十五ト云フモノハ英吉利ノ所得稅

ノ率カラ見マスルト丁度四倍半程ニ當ツテ居リマス、サウ云フヤウナ高イ稅

ト云フモノハナイノデアル、サウシテ段々此累進稅ト云フ稅ハ一方ニ於キマ

シテハ即チ此人ノ獎勵ヲ……人ヲ獎勵スルノ、妨ニナリ富ヲ増スト云フコト

ノ獎勵ニ妨ニナルモノデアル、一方ニ於テハ不公平ナモノデアル、矢張此所

タメニト云フコトデアリマス、是モ亦誠ニ苛酷ナ考デアルト思フ、一方デハ即チ公債モ…公債カラ出ル利子、又法人カラ得ル所ノ所得、此二ツノモノデ詰リ坐食スル人ガソレハソレ以テ利子ヲ拂フノデアル、純粹ニ勤イテ…勤イタント其半分ハ即チ昔日ノ勞力ノ報イ半分ハ今日ノ勞力ノ酬ト云フモノヲ合セテ三百圓ニナシタモノガ、一方ノ昔日ノ勞力ノ報イニ附イテ三百圓以上デ利子ヲ拂ヒ其上ニ又二百五十圓マデハ更ニ又稅ヲ取ルト言フコトニナル、又此三百圓以上ト言フコトモ十年前ニ極タコトデ、アリマシテ決シテ今日三百圓以上ト言フコトガ上タノデハ決シテナイ、下ッテ半分ニナシタト言フノト同ジコトデアル、所得ノ上カラ言フト…ソレヲ又縮メルト言フコトハ甚ダ道理ニ當ラヌコトデアリマス、ソレカラ此是ハ何ノ委員會デモチットモ論ノ出ナカツタコトデアリマスルガ更ニ前三箇年ノ所得平均高ヲ以テ算出スルトスウ言フコトヲ入レル、所ガ是レ又何等ノ道理モナイ、今度ノ所得稅法ニ據ルト豫算デ出ヌノデアル

○議長(公爵近衛篤齊君) 第四條ハマダ問題ニナリマセヌソレザヤ四條ノ方ハ跡ニヤルコトニ致シマス、ソレデ要スルニ此修正案ハ私共ハ絶對的ニ反対セザルヲ得ヌ、ソレカラ又議事ノ一體精神カラ見マシテモ稅ヲ課スルニ本案ヨリ多ク稅ヲ増ス云フコトハ殆ト此各國ニモ例ノナイコトデアル、政府ガ政費ヲ算出シテサウシテソレニ充テルノニ出スノデアル、ソレヲ此方デ議院ニ増ス云フコトハ性質上許サレテ居ナイ同時ニ歲入ヲ増スト云フコトハ許サレテナイコトデアル、或ル國ニ於テハサウ云フコトヲ禁ジテアル位ノモノデアリマス、旁々此修正ハ絶對的ニ反対ヲスルノデゴザイ

(男爵尾崎三良君演壇ニ登ル)

○男爵尾崎三良君 此所得稅ノコトニ附キマシテハ今渡邊委員長ヨリ述ベラレマシタ通ノ次第アリマシテ既ニ委員會ニ於キマシテハ一二ノ修正ハ出マシタケレドモ皆極少數デ消滅シタノデアリマス、其中ニ此今水野君ヨリ提出セラレマシタコトモアリマシタケレドモは誰モ贊成者ガナカツタノデアリマス、豈ニ圖ランヤ再ビ是ガ議場ニ出ルト云フコトハ甚ダ我ミハ遺憾トスル所デアリマスルガ併ナガラ出タ以上ハ相應ニ之ニ對スルノ考ヲ我ニ委員ノ責任トシ且ツ議員ノ責任トシテ一言意見ヲ述ベテ置カニヤナラスト思ヒマスルガ已ニ今渡邊君ヨリ述ベラレタ通一體此稅ヲ累進率ニスルト云フコトハ甚ダ此主義ニ於テモ適ハナイ、又社會經濟ノ上ニ於テモ甚ダ宜シクナイ結果ヲ來テハスノ如ク段階ヲ澤山ニ附ケテ累進率ニスルト云フコトハ甚ダ宜シクナイト云フ其タメニ各國ノ例ヲ段々調べマシタ所ガ大抵此所得稅ノアル所ハ一率ナル、唯一ツ其瑞西國ノ何トカ云フ「カントン」日本ノ一縣ニモ足ラナイ

僅カ二十万カ三十万ノ「カントン」ニ一ツ此累進率ノ行レテ居ル所ガアリマシタ、マア僅ナ例デハアリマスケレドモ先づ日本ハ此位ニ宣カラウト云フノデ政府トモ協議ヲ致シテ其上ニ十九級附ケルノハ宣クナイカラモト簡單ニシタラ宣カラウ、併ナガラ累進率ハ到底宣クナイガマダ日本ハ之ヲ一率ニスルマデノ程度ニ至ラスニ依クテ先づ暫ク此位ガ宣カラウト云フノデ今日ノ五級ニシタノハ元老院ニ改メタノデアル、我ニハ日本ハ追ニ文明ノ程度ニ赴キ最早斯ノ如キ累進率ノ如キモノハ止メテ一率ニシタ方ガ宣カラウト云フ考デゴザイマシテ委員會ニ於テ提出致シマシタケレドモ是ニハ贊成者ガゴザイマセナシダ、皆其主意ハ尤デアルケレドモマダ日本ノ程度ガソコマデ至ラスニ依クテ先づ暫ク是デ遣シタラ宣カラウト云フ位ノ論デアツタ、詰リ此累進率ト云フモノハ其奥底ヲ云ヘバ社會ノ財產平等主義ニ近イノデアツテ何デアラウト金持ニナル程餘計取ラウ、金持ニ比例シテ其比例ニ準シテ餘計取ルナラ宜イガ上ニ行ク程餘計ニ取ルト云フ、此論ヲ擴メテ見ルト遂ニ段々上ニ行クテ百万圓ニモナレバ大方皆取シテ仕舞ハナケレバナラヌ、是ハ主義トシテ到底成立タヌ事柄デアル、所ガ詰リ今日ノ社會が成ルベク餘計取ル奴カラハ餘計取シテ遣シタ方ガ宜イト云フ氣性ガ何トナクアルカラ先づ暫クソレ位ニシテ置カウ、其實十万圓以上ノ所得ノアル人ハ餘計ニナイ、ドレ程璫レルカト云フト格別取レハシナイ、ト云フノハ今日ハ十万圓以上ノ所得ノアル人ハ澤山ナイ、大キナ華族环ニハ十万圓以上ノ所得ノアル人モ有リマスガ此度ノ法人ノ所得公債ノ所得ト云フモノマデ引去シテ仕舞ヘバ社會ノ株券ノ配當金トカ公債ノ利子トカヲ除ケタナラバ恐ラクハ大キナ華族デモソレヲ除ケタ跡ノ所得ハ十万圓以上這入ル者ハナカラウト思ヒマス、シテ見ルト唯表面上ダケ餘計ニ取ルヤウデアルガ其實國庫ニ納マルモノハ極少イ、ソレノミナラズ此七月カラハ外國人カラモ所得稅ヲ取ルノデアリマスガ隨分斯ウ云フ不分明ナ法律ハ成ルベクヨシタ方ガ私ハ宜カラウト思シテ居ルガ、併ナガラ多數ノ人ガマアヘ暫クスウヤクテ置クガ宜カラウト云フノデ已ムヲ得ズ政府ノ原案ノ儘デ是デ不満足ナガラ先づ此度ハ是デ通シテ置カウト云フ考デアリマスガ豈ニ圖ランヤ之ニ足ヲ掛ケテヤルト云フノハ餘程跡戾リノコトデアル、此政府ノ概算ニ據リマシテモ十万圓以上ノ人ハ僅カ日本全國デ十四人ト云フ積ニナシテ居リマスガ併シ是モ果シテサウデアルカ、此株券ノ配當トカ公債ノ利子ト云フヤウナモノヲ皆取シテ仕舞シテソレヲ除ケタラ外ノ純益ノ所得ガ十萬圓以上アル者ガ十四人アルカナイカ、私ハ悲シイカナソニニカラウト思フテ居ル、看板ハ極ムサクルシイ看板ヲ掲ゲテ其實取ルモノハ餘計ナイ、併ナガラ政府ノ原案ハ先づ是位ナラバ已ムヲ得ズ目ヲツブシテ置イテモ宜カラウト云フ位ノ考デ私ハ此度ハ改正シタインデアリマスガ先ツ多數ノ人ガサウ云フ意向デナイモノデスカラ已ムヲ得ズ之ニ同意ハシマセヌガ黙過スル位ナ話デアリマス、ソレカラ水野君ノ御説ノ最小限ヲ低メヤウト云フ御アル、唯一ツ其瑞西國ノ何トカ云フ「カントン」日本ノ一縣ニモ足ラナイ

百圓以下ヲ免稅スルハ人民ノ活計モ是ダケハ必要アルカラト云フノデ別ニ
定木ハナイ、二百圓ニシテモ理窟ハナイコトハナイ、私共ハ下ゲテモ宜イ位ニ思ッテ居リマス、併ナガラ今日ノ儘デ下グテハ困ル、三百圓トシテ置ケバ
二百九十九圓マデハ免稅三百圓トナルト早ヤ二圓取ル、詰リ細カク勘定ス
レバ二百九十九圓ダト二圓ダケ得ヲスル譯デ甚ダ法律面ガ緻ンデ居ラナイ、
私ノ考デハ二百圓マデ免稅シテ一百一圓トナレバソレカラ上カケテヤルコ
トニスレバ若シ三百圓所得ガアレバ最初ノ一百圓ハ引キ後ノ百圓ダケカケ
ル、斯ウ言フ理窟ニナレバ極公平デアラウト思ヒマスガ、ソレモ未ダ世ノ中
ガソレマデ進マヌカラ先ヅ是位デヤラウト云フコトデ政府原案ノ通ニナツタ
ノデアリマスカラ此二百五十圓ニ下ゲヤウト云フ御説ハ殘念ナガラ同意ヲ致
シ兼ネルノデアリマス、ソレカラ此第四條ノ……

○議長(公爵近衛篤脣君) 第四條ハマダ問題ニ……

○男爵尾崎三良君 サウデスカ、ソレナラ……其上、此稅法杯ト云フモノハ
當局者カラ提出シテ是ダケハ入り用ダカラ是非取りタイト云ツタノ議院デ
殖スト云フコトハ、別ニサウ制限モナイガ慣例トシテ餘り面白クナイコトデ
アリマスカラ到底水野君ノ修正案ニハ不同意ナノデアリマス、ドウカ特別委
員ニ於テ決議シタ通ニ御同意ニナシテ御採決アランコトヲ希望致シマス

○子爵曾我祐準君 私モ本案ノ特別委員ノ一人デアリマスガ、水野君ノ修正
案ニ對シテハ大反対デアリマス、水野君ノ修正案ハ定規ノ贊成者ヲ得テ居ル
コトデアレバ贊成者ノ通告ガアリマスカ、私モ反対ノ演説ヲサレル人ガアリマセウ、贊成ノ演説
對ノ方パカリ續イテ三人モ上リマスノハ如何デスガ、若シ水野君ニ定規ノ贊
成ガアレバ都合ガ宜シイガ……

○議長(公爵近衛篤脣君) 定規ノ贊成ハアルノデアリマス

(男爵尾崎三良君)「的ガナケレバ矢ヲ放ツコトハヤメテ貰ハウ」ト述フ

○子爵堀田正養君 チヨット渡邊サンニ質問ヲシマス、今尾崎君カラモ御説
云ツタノヲ其上ニ増スト云フコトハ甚ダ不穩當デ不都合デアルト言レマシタ
ガ、ドウ云フ不都合ガアリマスカ、何カ議院法トカ憲法トカニ制限ガアツテ
議員ハ減少ハ出來ルガ増スコトハ出來ヌトカ云フ何カサウ云フ法律デモアリ
マスカ、ソレヲチヨット從來ノタメニ伺ツテ置キマス

○渡邊洪基君 ソレハ堀田子爵ノ御尋デアリマスガ別ニ法律ニハアリマセ
ヌ、私モ法律ニアルトハ申シマセヌ、併ナガラ精神ハ……西洋各國ハ……(低
聲聽取レス)

○子爵堀田正養君 渡邊君カラ御答デスガソレハ渡邊君一人が能クナイト云
フノデ、規則トカ法律トカニアルノデナイ、唯渡邊君ノ定見ニアルコトデア
リマスカ、何カ確實ナ據所デモアリマスカ

○渡邊洪基君 別ニ確實ナモノモナイ、日本ノ憲法ニモ法律ニモナイ、外國

ニハ法律ニモアル所モアル、併ナガラ慣例ニアル、私一己ノ考デハナイ
ニ思ッテ居リマス、併ナガラ今日ノ儘デ下グテハ困ル、三百圓トシテ置ケバ
二百九十九圓マデハ免稅三百圓トナルト早ヤ二圓取ル、詰リ細カク勘定ス
レバ二百九十九圓ダト二圓ダケ得ヲスル譯デ甚ダ法律面ガ緻ンデ居ラナイ、
私ノ考デハ二百圓マデ免稅シテ一百一圓トナレバソレカラ上カケテヤルコ
トニスレバ若シ三百圓所得ガアレバ最初ノ一百圓ハ引キ後ノ百圓ダケカケ
ル、斯ウ言フ理窟ニナレバ極公平デアラウト思ヒマスガ、ソレモ未ダ世ノ中
ガソレマデ進マヌカラ先ヅ是位デヤラウト云フコトデ政府原案ノ通ニナツタ
ノデアリマスカラ此二百五十圓ニ下ゲヤウト云フ御説ハ殘念ナガラ同意ヲ致
シ兼ネルノデアリマス、ソレカラ此第四條ノ……

○子爵谷千城君 イヤ、アルノデス、アルガ甚ダ宜クナイ

○渡邊洪基君 何ニアリマス

○渡邊洪基君 今能ク覺エマセヌガ第一議會カ第二議會ノトキニアリマス
○子爵谷千城君 私モ一體ノ趣意ハ渡邊君ト御同意デアル、私ハ此趣意ヲ以
テカラニ彼ノ明治二十六年ニ出タ所ノ鐵道敷設法案ニ非常ニ反対シタ其トキ
ハドウ云フ議院ノ有様デアツタカト云フト六千万圓ノ公債ヲ募フテサウシテ
鐵道ヲ敷設スルト云フ政府ノ案ニ、ソレニ尙ホ又三千万圓程増シテヤツタコ
トガアル、誠ニ是ハ惡例、甚ダ宜シクナイコトデソレガタメニ私共非常ニ反
対シタ、所ガ其時分ハ多數ノ御方ハ皆御同意デアツタ、矢張御忘ニナツタラ
ウカト思ヒマスカラ……

○男爵尾崎三良君 如何デスカ、議論ガ他所ニ飛ブヤウデスガ、ドウカ是ハ
本案ニ關スルダケノ反対ナラ反対、贊成ナラ贊成ト云フコトニ致シタラ宜カ
ラウト思ヒマス

○水野遵君 最早御採決ノ際ト思ヒマスルデ、議長ニ一ツ願置キマスルガ
ハドウカツニ決ラ御採ラ願ヒタウゴザイマス、十萬圓以上云々五百圓マデ
ノ修正ト二百五十圓ト云フ所ハ是ハ原案通デアリマスカラ修正意
見モ出テ居リマセヌ、第二種ニハ委員會ノ修正ガ出テ居リマス是ダケハ又別
ニ採リマス、第三條ハ水野君ノ修正案ト委員會ノ修正案トソレカラ原案
ト……

○議長(公爵近衛篤脣君) 議長ニ於テハスウ云フ採決ノ仕方ニスル積アゴザ
イマス、第三種ノ變更ト第一種ト云フ所ハ是ハ原案通デアリマスカラ修正意
見モ出テ居リマセヌ、第二種ニハ委員會ノ修正ガ出テ居リマス是ダケハ又別
ニ採リマス、第三條ハ水野君ノ修正案ト委員會ノ修正案トソレカラ原案
ト……

○水野遵君 私ノ願ヒマスルノハ私ノ案ニ附キマシテ文字ノ上デナクシテ二
百五十圓ト下グルコトヲ別ニ一ツ御採ラ願ヒタウゴザイマス、之ヲ特ニ請求
致シマス

○議長(公爵近衛篤脣君) 二百五十圓以上ト云フモノヲ別ニ採レト云フノデ
スカ

○水野遵君 ハイ

○議長(公爵近衛篤脣君) ソレハ便宜上カラサウ致シテモ宜シウゴザイマ
ス、ソレデヤ採決ヲ致シマス、第三條ノ本項並ニ第一種ト云フ所、御異議ガ
ナクバ原案ニ決シマス

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤脣君) 次ハ第二種、委員會ノ修正案ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
ス、ソレデヤ採決ヲ致シマス、第三條ノ本項並ニ第一種ト云フ所、御異議ガ
ナクバ原案ニ決シマス

○議長(公爵近衛篤脣君) 過半數ト認メマス、次ハ第三種、是ニハ水野君ノ
起立者 多數

修正ガゴザイマスルガ、水野君ノ修正ノ中、此五百圓以上千分ノ十二ト云フ所マデニ附イテ決ヲ採リマス、御分リニナリマシタカ

「モウ一應念ノタメニ……ト呼フ者アリ」

○議長（公爵近衛篤曆君） 極ク簡單ニ言ヘバ二百五十圓以上千分ノ十ト云フ項ヲ除イテソレマデノ所ノ決ヲ採ルノテス、是ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長（公爵近衛篤曆君） 少數ト認メマス、次ニ二百五十圓以上千分ノ十ト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

云フ水野君ノ修正ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長（公爵近衛篤曆君） 是モ少數ト認メマス、次ハ委員會ノ修正ニ贊成ノ

起立者 多數

○議長（公爵近衛篤曆君） 過半數ト認メマス、次ハ第四條

〔河田書記官朗讀〕

第四條 所得ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ算定ス

一 第一種ノ所得ハ各事業年度總益金ヨリ同年度總損金ヲ控除シタルモノニ依ル但シ公債社債ノ利子、營業ニ非ル貸金ノ利子、配當金、俸給、給

料、手當金、割賦、賞與金、歲費、年金、恩給金ハ其ノ收入額ノ豫算年額ニ依ル

前項第一號ノ場合ニ於テ益金中此ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレタル法

〔特別委員ノ修正〕

第四條 所得ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ算定ス

一 第一種ノ所得ハ各事業年度總益金ヨリ同年度總損金、前年度繰越金及保險責任準備金ヲ控除シタル豫算年額ニ

人ノ所得ハ此ノ法律施行地ニ於ケル資產又ハ營業ヨリ生スル各事業年度ノ益金ヨリ同年度損金ヲ控除シタルモノニ依ル

二 第二種ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル豫算年額ニ依ル但シ公債社債ノ利子、營業ニ非ル貸金ノ利子、配當金、俸給、給

料、手當金、割賦、賞與金、歲費、年金、恩給金ハ其ノ收入額ノ豫算年額ニ依ル

前項第一號ノ場合ニ於テ益金中此ノ法律ニ依リ所得稅ヲ控除ス

〔特別委員ノ修正〕

前項第一號ノ場合ニ於テ益金中此ノ法律ニ依リ所得稅ヲ控除ス

○渡邊洪基君 此第四條ノ修正、委員會ノ修正ハ唯前條ノ修正カラノ結果茲ニ至シタノトソレカラ事ヲ明ニシタノニ過ギマセヌノデゴザイマス、然ルニ水野君ヨリ此第三項、即チ修正ノ第三項ニ後トノ方ニ「田畠ヨリノ所得ハ前三箇年間所得平均高ヲ以テ算出スヘシ」ト云フコトヲ入レルト云フ修正ニアリマスガ是モ甚ダ遺憾ナガラ不同意ヲ唱ヘザルヲ得ヌ、是ハ勿論委員會ニ於テハ話ハナカツタコトデゴザイマスガ茲ニ新ニ出タノデアリマス、是ハ詰リ第三種ノ所得ハ豫算年額ニ依ルト云フコトニナシテ居ル即チ豫算ニ依ルノデアリマス其豫算ヲ調査委員ガ査定スルノデアリマス、所デ此田畠ヨリノ所得ハ三箇年間ノ所得平均高ヲ以テ算出スルト云フコトニナレバ豫算デハナイ、田畠ヨリノ所得ヲ斯ノ如ク致セバ總テ工業デモ商業デモ皆其通デアル、田畠ニ豐凶アル如ク商業工業ニハ損得ガアル、デ田畠ヨリノ所得ヲ三箇年平均トスルト三箇年ハ前二箇年デアル其年不幸ニシテ凶作デモアレバ大變當ガ達フト云フコトニナル、豫算ハ凡ソ平均ヲ取シタルモノヲ豫算ヲスルニ極シテ居ルカラ決シテ斯様ナ懸念ハナイ、ノミナラズ斯ノ如ク致セバ徒ニ煩雜ヲ招クニ過ギヌト思ヒマスカラ此修正ニモ反對ヲ致シマス

○馬屋原彰君 委員ノ修正ニナリマシタ所ノ第四條ノ第三號ガ少シ分リマヌカラ委員長ノ説明ヲ煩シマス此三ノ所デ最初ノ行中ノシマヒニアリマスルトニナリマスカ、施行地ニ於テ支拂ヲ受ケサル」トアリマス、此意味ハドウ云フコトニナリマスカ即チ外國ニ於テト云フ意味ガアルノデアリマスカ

○渡邊洪基君 今御尋ノ通デアリマシテ此朱書ガナクトモ分ル

○馬屋原彰君 ドウカ實例ヲ舉ゲテ御説明ヲ願ヒマス

○渡邊洪基君 今仰シヤツタ通デス即チ施行セザル土地ニ於テ受ケル、外國トカ小笠原島トカデ受ケル、小笠原島デ受ケル者モアリスマイガ、沖縄トカ伊豆七島トカ臺灣トカ云フ……

○馬屋原彰君 詰リ此意味ハ斯ウ云フコトニナルノデアリマスネ、法律施行地外ニ於テ支拂ヲ受ケルト云フコトニナルノデアリマスカ、夫レナラバ其通費、年金、恩給金ハ其ノ收入額ノ豫算年額ニ依ル

○渡邊洪基君 所ガ受ケサルト言フ、外ニモ文例ガアリマスカラ……

○男爵渡邊清君 唯今ノ質問ナリ委員長ノ御答ニ附イテ少シ疑ヲ起シタノデアリマスカラ承リマスガ本員ノ解釋スル所ハ獨リ臺灣トカ外國トカ云フ例ノミナラズト思ヒマス、ト云フハ前ニ第二種ノ所デ「此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ爲ス公債社債ノ利子千分ノ一十」トスウ云フコトガ活キテ參クタンデアリマス、ツレニ此場所ニ於テ唯「公債社債ノ利子」ト云フコトダケ、即チ政府ノ提出ノ原案ダケニシテ見マスト最初カラ疑ヲ懷イテ居タノハ第二種ノ所デ公債社債ノ利子ヨリ千分ノ二十ヲ引去ラレテモ尙ホ此第四條ノ三號ニ於テ公債社債ノ利子ヲ尙ホ算入サル、ノジャナイカト云フ疑ガアツタノデアリマス、ソレニ委員ガ「此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ受ケサル」ト云フ字ヲ入レラレタカラモウ既ニ支拂ヲ受ケタル公債社債ノ利子ハ固ヨリ合算サレヌノダト言フコトガ分ッテ來タ、即チ裏ヲ見セタモノニアラウト本員杯ハ思フテ居タガサウ言フ意味ハ含マヌノデアリマスカ

○渡邊洪基君 唯今ノ御尋ノ所ハ此政府ノ元ノ案デ公債社債トアツテ修正ノナイノデハ誠ニ始カラ疑フノデス、チヨウト之ヲ見タバカリデハ……所デ段段研究シテ見マスルト政府ノ原案ノ第五條ノ六號ニ其コトガ言フテアル、ソレニ依レバ自ラ二重ニ取ラレルデナイト云フコトガ分ルノデアリマスガ如何ニモ婉曲デ困ル故ニ是ニ但書ヲ入レテ法律施行地ニ於テ受ケサルト言フ、即チ施行地外ニ於テ受ケル公債社債ノ利子ト言フ意味デアリマス、是ハ獨リ我國ノ公債社債ノミデハナイ外國ノマデモ、外國ノ公債社債ヲ持クテ居レバソレモ這入ルノデアリマス

○男爵渡邊清君 ソレハ無論這入リマセウガ私ノ言フヤウナ解釋ハ惡ルイデスカ

○渡邊洪基君 仰シヤル通ダラウト思ヒマス詰リ法律施行地外ニ於テ支拂ヲ受ケルト云フ意味デアリマス、マダ御分リニナリマセヌカ

○男爵渡邊清君 臺灣ナリ外國ナリハ無論デアリマスガ、モウ一々含蓄シテ裏ガアラウト思フテ居ツタ

○渡邊洪基君 裏ハ第二種ノ支拂ヲ受クベキ金額ニ依ル、即チ法律施行地ニ於テ受クベキ金額ニ依ルト云ノガ裏デアリマス

○渡邊洪基君 私ハ唯今渡邊サンノ御説明ニ附イテ本案維持ノタメニモウ一應修正ノ主旨ヲ辯明致シテ置キタウゴザイマス

○議長(公爵近衛篤齊君) 宜シウゴザイマス

○水野遵君 元來先程私ガ演壇デ申シマシタ通委員會デハ此田畠ニ附イテノ所得ニ關係スル議論ハナカツタノデアリマス私モ委員ノ一人トシテ自白ヲ致シマスト私ノ考デハ大ニ是ハ詮索ガ足ラナンドト存ズル位デアリマス、ソレ故ニ修正案ヲ提出致シマシタ所以デアリマスガ唯今渡邊委員長ハ田畠モ工業モ同ジコトデ何デモ豫算デヤラナケレバナラヌト云フ御説ガアリマシタ一應ハ御尤デアリマス、併シ今日ノ工業ノ利益ヲ豫算スルト利益ヲ缺損スルノト

○子爵曾我祐準君 水野サンニ御尋シタウゴザイマスガ水野サンノ修正案三條ニ附イテハ私ハ絶對的反對ヲ致シマシタガ四條ニ附イテハ先刻水野君モ自白サレル如ク我ヘ委員トシテ委員會ニ於テハ一言モ此コトニ及バナカツタノコトニナツテ委員會デハ同意シタノデアリマスガドウモ其三箇年平均ト云フコトヲ此所ヘ設ケル以上ハ總テサウ云フコトニシナケレバ片手落デアラウト思ロマスカラモウ長クハ申シマセヌガ是ハ原案通據置カレンコトヲ希望致シタガ今一應伺フテ置キタウゴザイマス、此豫算ノ取立方ヲバ去年三年デスルト云フ斯ウ云フ意味ニナルノデゴザイマスナ

○水野遵君 左様デゴザイマス、現行法ノ通現在ノ通

水損水害旱損等ノタメニ田畠ガ年々損害ヲ受ケルノトハ是ハ比較ハ出來マイト存ジマス、且ソスウ云フ場合ガ始終生ジテ隨分是ハ多數ノ財産ヲ所持シテ御居デノ方々ハ若シ此原案ノ通ニナレバ御困難アラウカト存ジマス、一例ヲ申シマスルト一万圓ノ收入ガアル此一万圓ノ收入ノ内二千圓ハ何デアルカト云フト田地ヨリ生ズル所得デアル、一万圓ノ所得稅ヲ納メルニ附イテハ若シモ三年ノ平均ヲ取ラズニ致シマスルト年々其平作ノモノトセヌケレバ收稅官吏ハ承知致シマスマイト存ジマス、今年水害デマルデ取レヌデアラウト云フコトヲ其年ノ四月ニ想像シテ居ケル者ハナイ、然ルニ若シ不幸ニシテマルデ收納ノナイトキニハ全ク其二千圓ノ所得ト云フモノハ事實ナクナツテ來マスケレドモ一万圓ノ上カラ見マスルト五分ノ一デ未ダ四分ノニ達シマセヌ、故ニ法律ノ上デ是ニ對シテ所得稅ノ免稅ヲスルコトハ出來マセヌ、然ラバ多數ノ財產ヲ持クテ居ル人ハ此法律ノタメニ年々極危險ナル居ヲ出シテ始終損害ヲ受ケル、損害ヲ受ケテモ回復スル途ガナイト云フコトハ明瞭デゴザイマスルガ故ニ現行法ノ通卽チ三年平均ト云フコトハ至當デアラウト存ジマシテ修正案ヲ出シマシタノデゴザイマス、委員長ノ唯今ノ工場ト田地ノ御比較ハ少シ籌ヲ失シテ居リマスヤウニ存ジマス、故ニ修正案、辯護ノタメニ更ニ一言ヲ費シテ置キマス

○男爵尾崎三良君 第四條ノ修正デアリマスガ今水野君ヨリ理由ヲ述ベラレマシタケレドモ我々ハ矢張此原案ノ通デ宜カラウト思ヒマス御趣意ト云フモノハ田畠ニ水損旱損ノアルト云フ御説デアリマスケレドモソレハアルニ違イナイケレドモ工業ニシタ所ガ商業ニシタ所ガ必ズ盛衰ガアツテ現ニ紡績業ノ如キ去年ハ宜イガ今年ハ損ヲシタト云フヤウナ所ガ幾ラモアル、ケレドモ去年ノ始ニ當ジテ幾ラカ利益ノアルト云フ見込ガ附イテ居タニ違イナイ、其點ニ至ツテハ商業モ同ジコトデアラウト思フ、今年幾ラ儲ルト思ツタ所ガ案外世ガ不景氣ニナツテ買込品物ガ下落スル、ソレデ、損ヲスルト云フコトハ隨分アルデアラウト思フカラ今度ノ案デハ政府デハ四分ノ一以上ノ缺損ヲ生ジタトキニハ是ハ稅ヲ免ズルト云フ途ヲ附ケタカラ此原案デ宜カラウト云フコトニナツテ委員會デハ同意シタノデアリマスガドウモ其三箇年平均ト云フコトヲ此所ヘ設ケル以上ハ總テサウ云フコトニシナケレバ片手落デアラウト思ロマスカラモウ長クハ申シマセヌガ是ハ原案通據置カレンコトヲ希望致シタガ今一應伺フテ置キタウゴザイマス、此豫算ノ取立方ヲバ去年三年デスルト云フ斯ウ云フ意味ニナルノデゴザイマスナ

○子爵曾我祐準君 私ハ此條ニハ非常ニ贊成デス

○議長(公爵近衛篤麿君) ソレデハ採決ヲ致シマス、此採決モ第三號ダケハ水野君ノ修正ガアリマスカラ是ハ別ニ決ヲ取りマシテ第四條ノ本項ソレカラ一、二ト言フダケヲ委員會ノ修正ニ依ッテ決ヲ採リマス、委員會ノ修正ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(公爵近衛篤麿君) 起立者 多數

正ニ附イテ決ヲ採リマス 水野君ノ修正ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(公爵近衛篤麿君) 諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(公爵近衛篤麿君) 過半數ト認メマス、次ハ末項委員會ノ修正ニ贊成ヲ致サセマス

○議長(公爵近衛篤麿君) 過半數ト認メマス、第五條ヨリ第九條マデヲ朗讀

第五條 左ニ掲タル所得ニハ所得稅ヲ課セス

一 軍人從軍中ニ係ハル俸給
二 扶助料及傷痍疾病者ノ恩給
三 旅費學資金及法定扶養料
四 営利ヲ目的トセサル法人ノ所得

五 營利ノ事業ニ屬セサル一時所得
六 外國又ハ此ノ法律ヲ施行セサル地ニ於ケル資產營業又ハ職業ニ依ル所得但シ此ノ法律施行地ニ本店ヲ有スル法人ノ所得ヲ除ク
七 此ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレタル法人ヨリ受クル配當金

第六條 第二種ノ所得ハ三百圓ニ満タサルトキハ所得稅ヲ課セス
但シ第三條第二項ノ場合ニ於テ其合算額三百圓ニ満ツルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 納稅義務アル法人ハ各事業年度毎ニ損益計算書ヲ政府ニ提出スヘシ但シ第二條ニ該當スル法人ハ各事業年度毎ニ此法律施行地ニ於ケル資產又ハ營業ニ關スル損益ヲ計算シ其ノ計算書ヲ政府ニ提出スヘシ

第八條 第二種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ毎年四月中ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ政府ニ申告スヘシ

第九條 第一種ノ所得金額ハ損益計算書ヲ調査シ政府之ヲ決定ス
所得金額ハ所得調査委員會ニ依リ政府之ヲ決定ス
○議長(公爵近衛篤麿君) チヨット御相談ヲシマスガ此六條八條九條是ダケノ内ニハ第一種ト云フ所ニ三種ト云フ委員會ノ修正ガアリマスカラ是ハ全部決議ノ結果自カラスウナツテ來ルノデアリマスカラ第五條ヨリ第九條マデ全部原案ニ附イテ決ヲ採リマシタラバソレデ宜カラウト思ヒマスガ、御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤麿君) 第五條ヨリ第九條マデ原案ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤麿君) 過半數ト認メマス、時刻ニナリマンタカラ一時休憩ヲ致シマス

午後零時一分休憩

午後一時二十一分開議

○議長(公爵近衛篤麿君) 是ヨリ報告ヲ致シマス

北海道舊土人保護法案特別委員會ニ於テ委員長ニ公爵二條基弘君、副委員長ニ男爵小澤武雄君當選セラレタリ

○議長(公爵近衛篤麿君) 是ヨリ午前ニ引續イテ會議ヲ開キマス第十條……

第十條 稅務署長ハ毎年第二種ノ所得ニ付納稅義務アリト認ムル者ノ所得金額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ製シテ之ヲ所得調査委員會ニ送付スヘシ

(特別委員修正案)

第十條 稅務署長ハ毎年第三種ノ所得ニ付納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ノ所得金額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ製シテ之ヲ所得調査委員會ニ送付スヘシ

○議長(公爵近衛篤麿君) 委員會ノ修正ニ同意ノ諸君起立ヲ請ヒマス

○議長(公爵近衛篤麿君) 起立者 多數

○議長(公爵近衛篤麿君) 過半數ト認メマス、次ハ第十一條ヨリ第十二條マデ……

(河田書記官朗讀)

第十一條 各稅務署所轄内ニ所得調査委員會ヲ置ク

調査委員ノ定數ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 調査委員ハ調査委員選舉人之ヲ選舉ス

第十三條 調査委員ノ選舉區域ハ稅務署ノ管轄區域ニ依ル

調査委員選舉人ノ選舉區域ハ市町村ノ區域ニ依リ東京市京都市大阪市札幌區函館區ニ在テハ區域ニ依ル

○議長(公爵近衛篤麿君) 第十一條ヨリ第十二條マデ御異議ガナクバ原案ニ決シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者多シ)

○議長(公爵近衛篤麿君) 第十四條……

(河田書記官朗讀)

第十四條 選舉區域内ニ住居シ第八條ノ申告ヲ爲シタル者ハ調査委員選舉人ヲ選舉シ又ハ調査委員若ハ調査委員選舉人ニ選舉セラルルコトヲ得但シ左ニ記載スル者ハ調査委員トナルコトヲ得ス

一 無能力者

二 身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者及家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ルマテ

三 國稅滞納處分ヲ受ケタル後一箇年ヲ經サル者

四 剝奪公權者及停止公權者
五 禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ裁判確定スルニ至ルマテノ者

六 第四十六條ニ依リ處罰セラレタル後五箇年ヲ經サル者

(特別委員修正)

第十四條 選舉區域内ニ住居シ第八條ノ申告ヲ爲シタル者ハ調査委員選舉人ヲ選舉シ又ハ調査委員若ハ調査委員選舉人ニ選舉セラルコトヲ得但シ左ニ記載スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 無能力者
二 身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者及家資分散若ハ破産ノ者

宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ルマテノ者

國稅滯納處分ヲ受ケタル後一箇年ヲ經サル者

四 剝奪公權者及停止公權者
五 禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ裁判確定スルニ至ルマテノ者

六 第四十六條ニ依リ處罰セラレタル後五箇年ヲ經サル者

○議長(公爵近衛篤磨君) 特別委員ノ修正ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 過半數ト認メマス、第二十四條ヨリ第三十三條マデ……

(河田書記官朗讀)

第十五條 調査委員選舉人ノ定數ハ其ノ選舉區域内ニ於ケル第八條ノ申告ヲ爲シタル者十八ニ付一人トス但シ申告者二百人以上ナルトキハ二十人ニ止メ申告者十人未滿ナルトキハ一人トス

第十六條 調査委員選舉人ノ選舉事務ハ市區町村長又ハ戸長之ヲ執行シ調查委員ノ選舉事務ハ稅務署長之ヲ執行ス

第十七條 稅務署長ハ調査委員選舉人ノ選舉期日ヲ定メ之ヲ市區町村長又ハ戸長ニ通知スヘシ

市區町村長又ハ戸長ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クトモ選舉期日七日前其ノ旨ヲ公示スヘシ

第十八條 選舉ハ記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

第十九條 選舉ハ投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選トス投票ノ數同シキトキハ年長者ヲ取リ同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 調査委員選舉人ノ選舉終了シタルトキハ市區町村長又ハ戸長ハ當選人ノ氏名ヲ公示スヘシ

第二十一條 稅務署長ハ選舉期日ヲ定メ少クトモ七日前ニ公示シ調査委員及之ト同數ノ補闕員ノ選舉ヲ行ハシムヘシ

前項ノ選舉ニ關シテハ第十八條及第十九條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條 調査委員及補闕員ノ選舉終了シタルトキハ稅務署長ハ當選人ノ氏名ヲ公示スヘシ

○議長(公爵近衛篤磨君) 第十五條ヨリ第二十二條マデ御異議ガナクバ原案

ニ決シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者多シ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 第二十二條……

(河田書記官朗讀)

第二十二條 調査委員及補闕員ニ選ハレタル者ハ正當ノ事故ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第二十三條 調査委員及補闕員ニ選ハレタル者ハ正當ノ事故ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

○議長(公爵近衛篤磨君) 委員會ノ修正ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 過半數ト認メマス、第二十四條ヨリ第三十三條マデ……

(河田書記官朗讀)

第二十四條 調査委員ノ任期ハ滿四年トシ二年毎ニ其ノ半數ヲ改選ス但シ第一回ノ改選期ニ於テハ抽籤ヲ以テ其ノ退任者ヲ定ム

補闕員ハ二年毎ニ之ヲ改選ス調査委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ投票ノ數最モ多キ補闕員ヨリ順次之ヲ補充ス但シ投票ノ數同キトキハ年長者ヲ取り同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

補闕員ヨリ調査委員トナリタル者ノ任期ハ前任者ノ殘期間トス

第二十五條 調査委員會ハ毎年八月一日マテニ開會スルヲ要ス

第二十六條 調査委員會ハ稅務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第二十七條 調査委員會ハ毎年開會ノ始ニ於テ調査委員中ヨリ會長ヲ選舉スヘシ

第二十八條 調査委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニアラサレハ決議スルコトヲ得ス

議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所

ニ依ル

第二十九條 調査委員ハ自己ノ所得金ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

第三十條 八月三十一日マテニ調査委員會成立セサルカ又ハ調査結了セサルトキハ所得金額調査未済ノ者ニ付テハ政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定ス

第三十一條 政府ハ調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ之ヲ再調査ニ付ス仍其ノ決議ヲ不當ト認ムルトキ又ハ再調査ニ付シタル日ヨリ十五日以内ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

第三十二條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査委員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十三條 調査委員ニハ日當及旅費ヲ支給ス

○議長(公爵近衛篤磨君) 第三十四條ヨリ第三十三條マデ御異議ガナケレバ

原案ニ決シマス

(「異議ナシ」ト述フル者アリ)

○議長(公爵近衛篤齊君) 第三十四條

(河田書記官朗讀)

第三十四條 調査委員會及稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキ
ヲ質問スルコトヲ得
(特別委員修正)

第三十四條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者
又ハ納稅義務アリト認ム者ニ對シ其ノ所得ニ關スル事實

ヲ質問スルコトヲ得

○議長(公爵近衛篤齊君) 委員ノ修正ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤齊君) 過半數ト認メマス、次ハ第三十五條ヨリ第四十一
條マテ

(河田書記官朗讀)

第三十五條 政府ハ第一種及第二種ノ所得金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納
稅義務者ニ通知スヘシ

(特別委員修正)

第三十五條 政府ハ第一種及第三種ノ所得金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納
稅義務者ニ通知スヘシ

(原案)

第三十六條 納稅義務者政府ノ通知シタル所得金額ニ對シテ異議アルトキ
ハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ申出テ審
査ヲ求ムルコトヲ得

第三十七條 前條ノ請求アリタルトキハ審査委員會ヲ開キ其ノ決議ニ依リ
政府之ヲ決定ス

審査委員會ハ收稅官吏四人調査委員三人ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十八條 納稅義務者ハ前條ノ審査ヲ求メタル場合ト雖通知ヲ受ケタル
所得金額ニ依リ稅金ヲ納ムヘシ

第三十九條 所得金額ノ決定ニ對シ不服アル者ハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲ス

第四十條 第二種ノ所得ニ付納稅義務アル者所得金額四分ノ一以上ヲ減
損シタルトキハ政府ニ申出テ所得金額ノ更訂ヲ求ムルコトヲ得但シ翌年
一月三十一日ヲ過クルトキハ所得金額ノ更訂ヲ求ムルコトヲ得ス

(特別委員修正)

第四十條 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者所得金額四分ノ一以上ヲ減
損シタルトキハ政府ニ申出テ所得金額ノ更訂ヲ求ムルコトヲ得但シ翌年
一月三十一日ヲ過クルトキハ所得金額ノ更訂ヲ求ムルコトヲ得ス

(特別委員修正)

第四十條 第二種ノ所得ニ付納稅義務アル者所得金額四分ノ一以上ヲ減
損シタルトキハ政府ニ申出テ所得金額ノ更訂ヲ求ムルコトヲ得但シ翌年
一月三十一日ヲ過クルトキハ所得金額ノ更訂ヲ求ムルコトヲ得ス

(特別委員修正)

○議長(公爵近衛篤齊君) 唯今問題ニナシテ居リマスル中ニモ第二種ヲ第三
種ト委員會デ修正シタニナシテ居リマスガ、是ハモウ前ニ申シ_ク通當然
ノ結果デゴザイマスカラ原案ニ就イテ決ヲ採リマスカラ左様御承知ヲ願ヒ

マス、第三十五條ヨリ第四十一條マテ御異議ガナクバ原案ニ決シマス
(「異議ナシ」ト述フル者アリ)

○議長(公爵近衛篤齊君) 第四十一條

(河田書記官朗讀)

第四十二條 第一種ノ所得ニ付テハ各事業年度毎ニ所得稅ヲ徵收ス
第二種ノ所得ニ付テハ所得稅ノ年額ヲ二分シ其ノ年九月及翌年三月之ヲ
徵收ス但シ納稅者納稅管理人ヲ定メスシテ帝國外ニ住所若ハ居所ヲ移ス
トキハ其ノ際直ニ其ノ所得稅ヲ徵收スルコトヲ得

○議長(公爵近衛篤齊君) 過半數ト認メマス、次ハ第四十二條ヨリ第五十
條マテ

(特別委員修正)

第四十二條 第一種ノ所得ニ付テハ各事業年度毎ニ所得稅ヲ徵收ス
第二種ノ所得ニ付テハ其ノ金額支拂ノ際支拂者其ノ所得稅ヲ徵收シ其ノ
都度之ヲ政府ニ納ムヘシ

第三種ノ所得ニ付テハ所得稅ノ年額ヲ二分シ其ノ年九月及翌年三月之ヲ
徵收ス但シ納稅者納稅管理人ヲ定メスシテ帝國外ニ住所若ハ居所ヲ移ス
トキハ其ノ際直ニ其ノ所得稅ヲ徵收スルコトヲ得

○議長(公爵近衛篤齊君) 第四十二條、委員會ノ修正ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ
請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤齊君) 過半數ト認メマス、次ハ第四十二條ヨリ第五十條
マテ

(河田書記官朗讀)

第四十三條 第四十條ノ請求アリタルトキハ政府ハ其ノ確定ニ至ルマテ稅
金ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第四十四條 第二種ノ所得ニ係ル所得稅ハ本人住所ノ地ヲ以テ納稅地トシ
住所ナキトキハ居所ノ地ヲ以テ納稅地トス但シ納稅者ハ申告シテ住所又
ハ居所以外ノ地ニ於テ所得稅ヲ納ムルコトヲ得此ノ法律施行地ニ住所又
ハ居所ナキ者ハ納稅地ヲ定メ政府ニ申告スヘシ申告ナキトキハ政府其ノ
納稅地ヲ指定ス

(特別委員修正)

第四十四條 第二種ノ所得ニ係ル所得稅ハ本人住所ノ地ヲ以テ納稅地トシ
住所ナキトキハ居所ノ地ヲ以テ納稅地トス但シ納稅者ハ申告シテ住所又
ハ居所以外ノ地ニ於テ所得稅ヲ納ムルコトヲ得此ノ法律施行地ニ住所又
ハ居所ナキ者ハ納稅地ヲ定メ政府ニ申告スヘシ

此ノ法律施行地ニ住所又ハ居所ナキ者ハ納稅地ヲ定メ政府ニ申告スヘシ

申告ナキトキハ政府其ノ納稅地ヲ指定ス

第四十五條 紳士者納稅地ニ現住セサルトキハ其ノ所得稅ニ關スル事
項ヲ處理セシムル爲ニ納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スヘシ

第四十六條 所得金額ヲ隱蔽シテ逋稅シタル者ハ其ノ逋稅金高三倍ノ罰金
ニ處ス但自首スル者ハ其ノ稅金ヲ追徵シ其ノ罪ヲ問ハス

第四十七條 所得ノ調查又ハ審查ニ干與スル者其ノ調查又ハ審查ニ關スル
事項ヲ他ニ漏洩シタルトキハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ニ依リ處罰セラレタル者ハ其ノ職ヲ失フモノトス

○山脇玄君 私ハ質問デハナイデス、私ハ此議事ノ進行上ニ就キマシテ聊カ

意見ガアリマスガ、述ベテ宜シウゴザイマスカ

○議長(公爵近衛篤脣君) 議事ノ進行ト云フノハドウ云フコトデスカ

○山脇玄君 極ク簡短デアリマスカラ御許ヲ……

○議長(公爵近衛篤脣君) 宜シウゴザイマス

○山脇玄君 此改正案ニ就キマシテ唯今ノ政府委員ノ御説明ノアリマシタル通我國ノ此現行制度ヲ大イニ改良シヤウト云フ案デアリマスル、之ヲ研究スルコトハ至極必要ナコトデアルト存ジマス、其コトハ次ニ致シマシテ差當リ

今茲ニ諸君ニ一應申上グテ置キタイコトハ現行ノ制度ニ依リマスルト總テ行政裁判所ニ出訴致シマスルニハ地方ノ上級行政廳ニ訴願ヲ致シマシテ其裁決

ガアツタ後デナケレバ出訴ハ出來ナイコトニナツテ居リマス、又一面ニ於キ

マシテハ訴願法ノ第一條ニ訴願ヲシ得ル事件ヲ列記シテアツテ法律勅令ニ許シテアル事件デナケレバ訴願ヲ提起スルコトハ出來ナイト云フコトニナツテ

居リマス、ソコデ今ノ此行政裁判法ノ改正ヲ行政裁判ノ權限ヲ擴張致シマ

シタトコロガ訴願法ノ改正ヲ同時ニ致シマシテ訴願法中ニ訴願ヲ許ス途ヲ開

キマセヌト裁判所ニ出訴スルコトガ出來ヌノデアリマス、之ヲ建築ニ譬ヘテ申シマセウナラバ二階ヲ築イテ階子ヲ設ケナイト云フヤウナ有様デアツテ二

階ハ立派ニ出來上ツテモ昇ルコトが出來ナイト云フヤウナ結果ニナルノデア

リマスカラ如何デアリマセウカ、尤モ衆議院ノ速記錄ヲ見マスルト此案ノ提

出者モ此コトニ御氣ガ附イタト見ヘマシテ訴願法ノ改正案モ唯今衆議院ノ議

ニ上ツテ居ルヤウデアリマス、果シテサウデアリマスルナラバ此案ノ本院ニ

於キマスル會議ハ衆議院ヨリ訴願法ノ改正ガ廻ツテ參リマスムラデ此議事ヲ

延期シテハ如何ナモノデアリマセウカ、假令之ヲ委員ノ審査ニ付シマシタト

スルモドウシテモ此一方ノ訴願法ノ改正案ガアリマセヌト議事ノ進行ハ到底

出來マセヌデアリマスルカラ私ハ今日ハ此議事ヲ延期シテ他日衆議院ヨリ訴

願法ノ改正案ガ本院ニ回リマシタトキニ同時ニ議事日程ニ載セテ御審議ニナ

タナラバ御便宜ダラウト言フ考ヲ以チマシテ先ヅ今日ハ此議事ヲ延期スルト言フコトニナツタ方ガ宣シカラウト考ヘマス、此コトヲ一ノ動議トシテ提出致シマス

○馬屋原彰君 唯今山脇君カラ先ヅ之ヲ延バシテ置クト言フコトハ至極宜イ

コト、思ヒマス、本員モソレニ賛成致シマス、ドウカ諸君ノ御賛成ヲ願ヒタ

イ、成程政府委員カラモ段々説明相成リマシタ通「法律勅令ニ特別ノ規程ア

ルモノ除ク外行政廳ノ違法處分ニ由り權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ總

テ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得」トスウ書イテモ皆デハアリマセヌケレド

モ中央ノ行政官廳ヲ除クノ外ハ、アトハ是非訴願ヲ經ナケレバナラスト云フ

コトニナツテ居ル、ドウシテモ是ニ牽聯スル必要ナル訴願法ト云フモノガ既

ニ今衆議院ノ議ニ付シ掛ツテ居ルト云フ際ニ當リマシテハ無論是ト併セテ議

セマセヌデハ到底此案ニ附イテノ賛否モ決セラレズ審議モ著手ガ出來マイト

思ヒマス

○兒玉淳一郎君 本員ハチヨツト山脇君ニ聞イテ置キタイコトガアリマスガ

宜シウゴザイマスカ

○議長(公爵近衛篤脣君) 宜シウゴザイマス

○兒玉淳一郎君 チヨツト山脇君ニ御尋致シマスガ御考デハ今マデ行政裁判

所ヘ出ラレヌモノガ澤山アルノデアルカラソレヲ成ルベク出サセルヤウニ、此案ヲ通過サセルヤウニ、衆議院ニ唯今議シテ居ルノヲ待ツテソレト併セテ

審查サセルト云フノ御趣意デアリマスカ、ソレヲ伺ヒマス

○山脇玄君 唯今ノ御質問ノ點ハ先刻モ申シマシタ通衆議院ノ案ハ現行ノ裁

判制度ヲ大ニ改良シヤウト云フモノデアリマスカラ其利害得失ニ至ツテハ大ニ講究フ致スベキ問題デアラウト思フ、私ハ今直ニ此所デドノ方法ガ宜イト

明言ハ致シマセヌ、イヅレ是ハ委員ニモ掛リ能ク熟考ヲ致シマシタ上テ其方法如何ヲ極メナケレバナルマイト思ヒマス、今私ハ何トモ意見ヲ申上グルコトハ出來マセヌ、唯此案ヲ議スルニ附イテハドウシテモ訴願法ノ改正ト同一デナケレバ假令此案ヲ通過サセタトスルガ是ハ歩ムコトハ出來ナイ案デアル

カラ一時延期ヲンタイト言フダケノ考デアリマス

○兒玉淳一郎君 山脇君ニ贊成致シマス

○周布公平君 本員ハ本案ハ特別委員ニダケハ付セラレルガ宣シカラウト思フ、其行政裁判ノ概括法ト列記法ト云フニ附キマシテハ餘程議論ノアルコト

デアリマシテ今日此案ガ衆議院カラ當院ニ回リマシタ場合ニ於キマシテ十分

ニ此利害得失ハ研究シナクチヤナラヌコト、考ヘマス、訴願法ト牽聯ハ致シ

マスケレドモ又訴願法ハ衆議院カラ回ツテ參リマシタトキニ同一ノ特別委員ニ其トキニ當ツテ付託ニナツテ宜カラウト思ヒマス、餘程是ハ特別委員ニ於

キマシテモ研究ヲ要スルコトデアリマスカラ急ニハ報告ニナルヤウニハナル

マイト思ヒマス、速ニ特別委員ダケニハ付セラレテ成ルベク研究ノ日數ヲ與

ヘマシタ方ガ宜シニト思ヒマス、又訴願法ガ衆議院カラ回リマセヌニ致シマ

シテモ此法案モ調査スルニ於キマシテハ牽聯スル訴願法ナリ又其他ノ法律ハ

特別委員ニ於テ無論併セテ十分研究ニハ相成ルコトデアリマセウカラ特別委員ニ付セラレテ差支ナイト思ヒマス願クハ特別委員ニハ今日附セラレンコト

ヲ希望致シマス

○議長(公爵近衛篤脣君) 山脇君ノ動議ニ附イテ決ヲ採リマス、山脇君ノ動

議ハ本案ノ議事ヲ延バサウト云フノデアリマス、是ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請

ヒマス

○議長(公爵近衛篤脣君) 出席ニナツテ居リマス

○周布公平君 チヨツト政府委員ニ質問致シテ置キタイコトガアリマスガ闕

席ニナツテ居リマスカ

○議長(公爵近衛篤脣君) 出席ニナツテ居リマス

○周布公平君 先刻政府委員ニ於キマシテハ政府ニ於テハ此次ノ議會迄ニ

分ニ調査ヲシテ行政裁判法ノ改正案ヲ提出スル積デアルトスウ云フコトデア

リマシタガ其改正セラレル所ノ主旨ハドコマデモ概括法ナクシテ列記法ノ

方ノ旨趣デ改正スルト云フコトダケハ御確定ニナツテ居リマスカ、或ハソレ

モ是カラ次ノ議會マデ調査ニナツテ或ハ概括主義ニ變更スルト言フヤウナコ

トニナルカモ知レヌト言フノデアリマスカ、主義ダケハ列記主義デアルカ改

正ヲスル事柄ト云フモノハ餘程廣イモノデアル、行政裁判法全體ニモ種々ノ

改正ヲ要スル箇條モアルコトデアルカラ主義ハ列記主義デアルケレドモ十分

ニ尙ほ調査ヲ致シテ次ノ會議マデニ法案ヲ提出スル、斯ウ云フ政府ノ御考デ

